

## 2. 申告に必要なもの

令和5年1～12月の収入・経費・控除の金額が分かるものをお持ちください。不備がある場合は再来場していただく場合があります。

全ての方	申告者の本人確認書類(マイナンバーカードなど)、通帳など口座番号が分かるもの 親族が代理で申告する場合、申告者と代理人の本人確認書類(マイナンバーカードなど)
<b>事前集計</b> 営業・農業・不動産収入があった方	収支が分かる仕入・売上などの帳簿類、必要経費の領収書などを <b>必ず科目ごとに事前に集計してお持ちください。</b> ※平成26年1月から記帳・帳簿などの保存が義務化されています。
給与・年金収入があった方	<b>給与・年金の源泉徴収票</b> 給与の源泉徴収票がない方は、給与明細書など収入が分かるもの。
雑所得があった方	収入額を証明するもの(支払調書など)と必要経費の書類
社会保険料を支払った方	国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの領収書
生命保険・地震保険料を支払った方	保険会社から交付を受けた生命保険、地震保険の控除証明書
寄附金控除の対象となる寄附をした方	寄附した団体から交付を受けた寄附金の領収書など
ご自身や扶養親族に障がいがある方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
扶養控除、専従者控除を申告する方	扶養親族、配偶者、専従者のマイナンバーカード(お持ちの方のみ)
<b>事前集計</b> 医療費などを支払った方	<b>あらかじめ病院ごと・治療を受けた人ごとに金額を集計して作成した明細書、または医療費のお知らせをお持ちください。</b> ※セルフメディケーション税制を受ける方は、明細書と健康診断の結果通知表など ※インフルエンザなどの予防接種や健康診断の費用は、医療費控除の対象外です。

### 税務署からのお知らせ

#### 《 確定申告書作成会場のご案内 》

##### ■ところ/アオウゼ 大活動室

(曾根田町1-18 MAXふくしま4階)

■とき/2月16日～3月15日 午前9時15分～午後4時  
(土・日曜日、祝日を除く。2月25日(日)は開設)

※この期間、税務署内には申告書作成会場を設けていません。

※**[入場整理券]**が必要です。配布枚数には限りがあり、なくなり次第終了します。

●LINEアプリで入場整理券のオンライン発行  
オンライン事前発行ができます。はこちら▶



●入場整理券の当日配布

午前8時50分～9時：1階南側入り口

午前9時～：4階南側エレベーター前

■問/福島税務署 ☎534-3121(代表)

### 税理士による確定申告期の税の無料相談会

所得税・相続税・贈与税など、税についての相談  
※面接相談のみ(完全予約制、相談時間30分程度)。

##### ■ところ/福島税務相談所

福島県税理士会館内(森合町14-29)

##### ■とき/2月14日～3月8日

午前10時～午後4時(土・日曜日、祝日を除く)

##### ■申し込み/2月5日(月)から電話予約により先着順

午前9時30分～午後4時30分

(土・日曜日、祝日を除く)

■問/東北税理士会福島支部 ☎534-3907

## 1. 個人市・県民税申告相談受け付け会場と日程

期日	受け付け会場	時間	
2月	7日(水)	もちずり学習センター	午前9時30分～午後3時
	8日(木)	蓬萊学習センター分館	午前9時30分～午後3時
	9日(金)	西学習センター	午前9時30分～午後3時
		土湯温泉町支所	午前10時～午後2時
	13日(火)	杉妻支所	午前9時30分～午後3時
	14日(水)	信夫学習センター	午前9時30分～午後3時
	15日(木)		
	16日(金)		
	19日(月)	立子山支所	午前9時30分～午後3時
		大波多目的集会所	
	20日(火)	飯野支所	午前9時30分～午後3時
	21日(水)	飯坂支所	午前9時30分～午後3時
	22日(木)		
	26日(月)	信陵支所	午前9時30分～午後3時
27日(火)	吉井田支所	午前9時30分～午後3時	
28日(水)	吾妻学習センター本館	午前9時30分～午後3時	
29日(木)			
1日(金)			
3月	4日(月)	渡利支所	午前9時30分～午後3時
	5日(火)	アオウゼ(MAXふくしま4階) 多目的ホール	午前9時30分～午後3時
	6日(水)		
	7日(木)	清水学習センター本館	午前9時30分～午後3時
	8日(金)	茂庭多目的集会所	午前10時～午後2時
	11日(月)	松川支所	午前9時30分～午後3時
	12日(火)		
	13日(水)		
	14日(木)	北信支所	午前9時30分～午後3時
	15日(金)		

待ち時間短縮のため、**福島市イベント予約システム**による事前予約をご利用ください。

予約フォーム  
2月会場分▶



予約フォーム  
3月会場分▶



※事前予約をしていない場合でも、番号札配布により申告を受け付けます。

会場内の混雑を避けるため、郵送による申告にご協力ください。

**申告が必要かどうか、申告方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。**

市ホームページはこちら▶



## ！ご注意ください！

以下に該当する方は、市の申告相談受付会場では受け付けできません  
左記の福島税務署が開設する申告会場またはe-Tax(電子申告)をご利用ください

- ◆ 土地や建物を売った譲渡所得(国・県・市への売却を除く)がある方
- ◆ 令和4年分以前(過年度)の確定申告をする方
- ◆ 所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)がある方
- ◆ 準確定申告の方(亡くなった方の申告)
- ◆ 株式の譲渡や損失繰越などがある方
- ◆ 青色申告の方
- ◆ 地震などの自然災害による雑損控除がある方

市民の皆さんから納めていただく税金は、まちづくりのための貴重な財源です。また、申告書は市・県民税、国民健康保険税、介護保険料、各種手当などの算定の基礎資料になります。申告が必要な方は、忘れずに申告をお願いいたします。

■問/市民税課 ☎525-3792 ☎525-3712